

| 十九八 | 七六五 | 四 | 三二一 | ○ |
|-----|------|----|---------|--------------------|
| 償發發 | 振額最發 | 發 | 用振の法發号名 | 財務省令第國債の發行等に關する省令 |
| 還行行 | 替低額行 | 發行 | 等替條律行稱及 | 第三十號～第七條第三項の規定 |
| 期価 | 單面 | 方法 | 項及の根及び記 | 告示三百六十三號 |
| 限格日 | 位金額 | 法 | 適びそ拠 | 平成二十一年十月二十日より告示する。 |

當た平十額平す額の振
ただ成ニ面成るの記替
るしニ錢金ニ。整載法
と、十八額十數又の
き償ニ厘百一倍は規
は還年円記定
、期十金錄に
それが月額によ
の銀二月に、る
翌行十九二十日
當休業業日日
にに

千額引日振の以律社
万面受本替適下へ平
円金け銀機用「振
額で七百十二億二
行には日本銀行と
による借換えのた
には受けるものと
の規定

特別債第一法會計
株式等の振替に
十三年法律第七十五
年法律第十七号。

千額引日振の以律社
万面受本替適下へ平
円金け銀機用「振
額で七百十二億二
行には日本銀行と
による借換えのた
には受けるものと
の規定

特別債第一法會計
株式等の振替に
十三年法律第七十五
年法律第十七号。

社條九特
債第一法會計
律第二十三
年法律第十七
号。

國庫短期証券（第六十二回）

財務大臣 藤井裕久

○財務省令第國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大藏省告示三百六十三號）

平成二十一年十月二十日より告示する。

十
三

払場元償
込所金還
期支金
日払額

平
成
二
十
一
年
十
月
二
十
日

日額償
本面還
銀金金
行額を
百支
円払
にう
つ。
き
百
円